

令和7年度あなたの声まとめ（FAX・Eメール含む）

令和7年7月集計分

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
1241	7/3	投書	要望	多度学園開校にあたり、既存の活動がどうなるのか？	①放課後子ども教室 多度東小学校と多度青葉小学校の放課後子ども教室は、令和8年度の多度学園の開校及び多度東小学校、多度青葉小学校の廃校にあわせて、令和8年3月31日をもちまして終了とさせていただきます。 令和8年度以降の放課後子ども教室のご利用を検討いただいております児童及び保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。（生涯学習課） ②学校運営協議会の進め方 地域の皆様に学校運営にご参画いただき、学校と地域が連携して子どもたちの豊かな学びを支える学校運営協議会は、義務教育学校においても重要であると考え、多度学園でも引き続き設置いたします。 また、義務教育学校への移行に伴い、小・中学校の機能を統合することによる学校規模や運営体制の変化を踏まえ、学校運営協議会委員の人数については、より適切な委員数となるよう改めて設定いたします。 上記を踏まえ、学校運営協議会の規約および要項につきましても、見直しを行う予定です。 見直し内容の詳細につきましては、改めて市内各校にお知らせいたします。 なお、学校運営協議会委員の選出方法につきましては、これまでと同様に校長からの推薦を受け、教育委員会が任命する形に変更はございません。引	生涯学習課、教育指導課、新たな学校づくり課、地域コミュニティ課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					き続き、地域の実情に精通し、学校教育にご理解のある方々に委員としてご協力いただきたいと考えております。（教育指導課） ③P T Aの進め方 令和４年度、多度地区P T A連絡協議会において当時の多度町内小中学校のP T A会長が相談され、多度学園に統合されてもP T A活動を継続することが確認されました。 その後、令和８年４月の開校時よりP T A活動が行えるよう、規約・規定（案）の作成がはじまりました。すべてのご家庭に確認いただきながら意見集約がすすめられ、今年度（令和７年度）は修正した規約・規定（案）の承認が行われたと伺っております。 学校区も広域となり、在籍する子どもたちの学年も広範囲となることから、活動内容もより必要なものに焦点化し、子どもたちの成長をサポートできることをめざして準備をすすめていただいていると伺っております。 （新たな学校づくり課） ④クラブ活動等 桑名市では、国と三重県の方針に沿って、中学校の休日部活動を地域スポーツ・文化団体と連携しながら「地域展開」へ移行する取組を進めています。令和５年度に教育委員会事務局内に検討委員会を設置し、令和６年からは地域展開に向けた実証事業およびモデル事業を実施しております。令和８年度中には全種目での休日部活動地域展開を完了する見通しです。 また、地域クラブを公認化することで、スポーツ・文化活動の多様化や専門指導者活用、世代を越えた交流を目指しています。今後は地域活性化につ	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					ながる活動として、保護者・市民の理解と協力を求めています。桑名市ホームページにも休日部活動地域展開に関する情報を掲載しておりますのでご一読いただけたらと思います。（教育指導課） ⑤スクールガード等 スクールガードを含めた児童生徒の登下校の見守りについては、学校とPTA、地域を見守っていただいている団体の連携のもと、日頃よりお力添えをいただいていると把握しております。多度学園が開校された以降につきましても、引き続き、学校と保護者・地域の連携は継続されていくこととなります。つきましては、多度学園開校後の登下校の見守りにつきましては、現在見守り活動をされている学校長にご相談いただければと思います。 なお、市教育委員会といたしましては、県教育委員会が開催するスクールガード・リーダーの募集及び研修会の周知は、継続しておこなってまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。（教育指導課） ⑥体験教室等 現在多度町内の学校においては、ご案内のとおり農業体験や地域を知る学習など、学校外において子どもたちが地域の方々とふれあいながら行われる様々な学習が行われています。 こうした学習は、総合的な学習や特別活動の時間をとおして実施されているものです。多度学園においても、こうした体験学習の機会を大切にするべく学習計画が検討されています。 しかしながら、新たに一つの学校に統合されることから、体験学習を計画するうえで調整をしたり、場合によっては地域にご相談をさせていただいた	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					りする必要がございます。 そのため、多度ブロックの教職員で構成される多度中学校区小中一貫教育推進協議会をはじめ、多度地区小中一貫校整備事業における地域連携部会において現在検討を重ねているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。（新たな学校づくり課） ⑦地域ごとの行事等 桑名市では、「まちづくり協議会」という地域を運営する組織の設立を進め、令和7年度現在、21地区（29地区中）において設立されており、地域の課題解決に向けて、側面的支援を行っています。まちづくり協議会は、人口減少と超高齢化社会のもとで「地域課題の解決」や「地域の一体感の醸成」、「地域コミュニティの維持」、「地域の活性化」などに貢献していただいています。今後は、まちづくり協議会と自治会連合会が中心になり行政と連携し地域コミュニティの維持を図っていきます。（地域コミュニティ課） ⑧その他、現状実施している活動がR8年度～どうなるのか？ その他の活動等につきましても、基本的には上記回答に沿って準備を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。今後も、令和8年4月の開校に向け準備をすすめて参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	
1242	7/5	メール	要望	多度学園建設に伴う影響について、付近の町民に確認していますか。	昔からお住まいの方であればご存知だとは思いますが、10年程前まで、この辺りは野犬が住み着いており、猿・猪・狐等、他の動物等は住んではおりませんでした。なお、現在、野犬は生息していません。 多度学園建設用地については、山林ではなく、概ね畑（耕作放棄地含む）	新たな学校づくり課、獣害対策室

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					でありました。令和４年頃、工事着手前に埋蔵文化財調査や地質調査等の現地調査を行っておりますが、調査時に現地で動物等は見かけておりません。 令和５年１１月より多度学園の建設工事を着工しておりますが、着工直後の獣害被害等の報告も受けておりません。 獣害対策室に確認したところ、今年度（令和７年度）に入り、小山地区、戸津地区において猿の集団（２集団）による被害報告を本市獣害対策室が確認しております。一部の集団は６月末に柚井地区の山へ戻っていったのを確認しております。また、別の集団は７月当初に猪飼方面へ戻っていったのを確認しております。 畑の農作物の被害があると記載されておりましたが、地域で市の獣害対策室にご相談されるのもいいかと思います。	
1243	7/7	メール	要望	私たち子育て世帯が暮らす多度町には、乳幼児や小学生が安全に日常的に遊べるような空調完備の屋内型公園・遊び場が一つ也没有せん。	現在桑名市には具体的に上げていただいたような屋内型の公共の遊び場がございません。 屋内型の公共の遊び場を整備する場合、公共施設に空きスペースが不足していることや、旧体育館等を利用する場合の多額の改修費用等、さまざまな問題がございます。 市としても、幼児から小学生までが幅広く過ごせる場所は重要だと感じておりますので、施策の検討の際、参考にさせていただきます。 今後も市民方のお声に耳を傾けながら、少しでも子どもたちが安全で楽しく成長できる環境づくりができればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。この度は貴重なご意見をありがとうございました。 なお、就学前までのお子様が利用できる施設として、下記の場所がござい	子ども未来課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					ますので、参考までにご案内させていただきます。 ・スター21 こどもしつ 火～日：9時～17時 また、夏の期間のみになりますが、下記の通り就園児の方もお使いいただける子育て支援センターがございますので、こちらも併せてご案内させていただきます。 ①子育て憩いの広場（鍛冶町9、ふれあいてんげんプラザ2階） ※8月1日（金）から8月30日（土）まで 月火水金：13時30分～16時、土曜日：9時～12時、13時30分～16時 ②そよかぜ（長島町東殿名1023、認定こども園令のかぜ内） ※7月22日（火）から8月29日（金）まで 月～金：13時20分～16時 ③キラキラ（アピタ桑名店2階） 土曜日：9時～12時、12時15分～15時30分 ④ぽかぽか（陽だまりの丘4丁目2201-2） 土日祝：9時～12時、12時15分～16時 ⑤にこにこ（イオンモール桑名2番街1階） 土日祝：9時～12時、12時15分～17時 ※施設に関する詳細は各施設HP等でお確かめください。	
1244	7/7	メール	要望	大山田内で学校に通っている子供がいます。子どもたちは登下校中に熱中症になったこともあります。	この度は、熱中症対策に関するご心配について、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 桑名市教育委員会では、国や県教委からの通知を踏まえ、子どもの安全を最優先に考え、各学校に熱中症対策を適切に講じて教育活動を行うよう通知	教育指導課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					しているところでございます。 今年度4月当初には、市教委の通知として、「学校における熱中症予防と対処法について」を発出し、「熱中症特別警戒アラート等の対応」や「熱中症予防対策」、「部活動における熱中症事故防止対策」等について、校内体制を整えるよう指示いたしました。 また、厳しい暑さが予測される日をはじめ、その時々湿度や暑さによっては、教育活動の実施変更や中止を決断すること、熱中症の症状が疑われる場合は迷わず救急車を要請するよう各校に周知しております。 保護者の皆様に対しましては、各校より保護者宛文書「学校における熱中症予防の対応について」を配付し、「熱中症特別警戒アラート発表時の対応」、「暑さ指数に基づいた対応」、「熱中症予防に関する留意事項」についてお知らせいたしました。 各校における具体的な取組としましては、心身が暑さに慣れていない時期から注意が必要であることを念頭におき、徐々に暑さに慣れていくように教育活動を工夫すること、活動前・活動中活動後とこまめな水分補給や休息タイムを設けること、個人の条件や体調（年齢、体格、空腹、睡眠不足や疲労等）にも影響を受けやすいことから、子どもたちの個々の健康状態を把握したり、体調不良を申し出やすい環境を醸成したりすること等に取り組んでいます。 お子様が通われている、学校においても、全校生徒が集まる1学期終業式と2学期始業式については、放送やリモートの実施を検討していることや、やむを得ず冷房がついていない特別教室等での授業や行事を実施する場合	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					においては、特に水分補給や休息時間の確保、活動時間の短縮等、子どもの体調への配慮を行っていると考えております。 今年度も厳しい暑さが続くことが予想されております。引き続き、最大限の危機意識をもって、熱中症対策に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	
1245	7/8	メール	要望	丁寧に収集してくださっていたゴミの日ですが、最近ひどいものです。	収集業者に状況を説明し確認しましたところ、その地域の収集担当者は以前と同じ人で、収集方法も変わっていませんと返答をいただきました。 もし具体的に収集場所、状況等をお聞かせいただければ、対応させていただきますと収集業者の責任者の方からご返答をいただいております。 引き続き、ご迷惑をおかけする状況が続くようであれば、ご相談いただければ対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。	環境対策課
1246	7/11	メール	要望	小学生の夏の登下校について、対策をお願いします。登校時は、アイスリングや保冷剤を持たせますが下校時には溶けてしまい、1 番暑い時間に汗だくで下校しています。	桑名市教育委員会では、国や県教委からの通知を踏まえた上で、子どもの安全を最優先に考え、各学校において熱中症対策に配慮しながら教育活動を行っているところでございます。 ご心配されている登下校につきましては、下校する前に水分を取らせ、涼しい部屋でクールダウンさせた上で帰したり、必ず複数人で帰すこと、体調不良を訴えている児童を一人で帰さない、熱中症から回復した場合であっても確実に保護者へ連絡を行う等、細心の注意を払い対応することとしております。状況に応じて、日傘の使用も推奨しております。 桑名市では、ご提案のありましたネッククーラーや保冷剤等が冷やせる冷凍庫の設置については、現時点において整備予定はございませんが、今後も厳しい暑さが予想されるため、引き続き、最大限の危機意識をもって熱中症	教育指導課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					予防対策に努めてまいります。 また、荷物を減らす件についてですが、登校時のかばんについては、桑名市教育委員会としてランドセルの使用を限定しているものではありません。お子さまの通学に適したかばんは、安全性や耐久性などの観点を考慮した上で、リュック等を使用いただくことも可能と考えます。 また、学習用端末（iPad）の持ち帰りに際しては、持ち帰りが必要な日は確かに荷物が増える傾向にあります。そのような状況を考慮し、現在、学校では不要な教科書等を置いて帰ることを可としておりますので、日によって荷物のバランスを調整することも可能と考えます。 体操服での登校についてですが、体育の授業後に汗をかいた状態で長時間過ごすことは、衛生面の問題や体調不良につながる恐れがあるため、着替えを行うことを推奨しております。しかしながら、持ち帰る荷物の量や暑さの状況によっては、この限りではないと考えます。 いずれの点につきましても、お子様の状況や体調、家庭のご事情に応じて、学校と十分に話し合ってくださいことで、最も望ましい対応を検討していただけたと思います。	
1247	7/11	メール	要望	窓口で対応が悪すぎ。そんな態度を取られたら来庁側は聞く耳を持ちたくもない。	不愉快な思いをされたことに深くお詫び申し上げます。 いただきましたご要望につきまして、回答いたします。 この度は、職員が大変失礼な対応で不快な思いをさせてしまったこと、誠に申し訳ございません。 ご指摘頂いた点に関して、厳重に注意いたしました。 貴重なご意見をもとに、今後このような不快な思いをされることがないよ	保険年金課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					う、窓口での対応について、お客様に対してより丁寧な対応となるよう努めて参ります。この度は、大変申し訳ございませんでした。	
1248	7/18	メール	要望	桑名ファンクラブ参加協力店一欄の「URL」と「店舗画像変更」のお願いです。	ご連絡いただきました「URL」と「店舗画像変更」の件、承知いたしました。 画像につきましては、このメールアドレス（kambunm@city.kuwana.lg.jp）に送付いただければと思います。 画像をいただきましたら、URLと併せて修正させていただきます。	観光課
1249	7/24	メール	要望	長島町役場の前でスケボーで遊ぶ方たちを発見しました。スケボー禁止エリアだったと思うのですが、見かけた場合どこかに連絡した方が良いでしょうか？	長島地区市民センターでは、敷地内でのスケートボード等の使用について、全面禁止をしております。 以前より、使用禁止を伝える貼紙をし、使用する現場を職員が見つけた場合には、言葉がけにより、禁止を呼びかけるよう努めておりました。 閉庁時に敷地内で使用されていたことを知り、非常に残念に感じております。 引き続き、使用禁止の周知を進めるとともに、注意喚起してまいります。 なお、使用する現場を目撃されたときには、大変お手数ではありますが、お知らせいただきますようご理解とご協力をお願いいたします。	長島地区市民センター
1250	7/26	メール	要望	桑名水郷花火大会観覧させていただきました。残念なことに、所定場所以外でタバコを吸っている方が多数見られました。	桑名水郷花火大会にご来場いただきましてありがとうございます。 ご指摘いただきました花火大会会場内での喫煙についてですが、指定場所以外での喫煙をされている方がいらっしゃったということで、ご不快な思いをさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。運営側としてもご来場いただく皆様に気持ち良く大会を楽しんでいただきたいと考えております。 今後の対応方法としては、会場内の喫煙場所を増やすことを検討させてい	観光課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					たきます。ご来場者さまが喫煙場所以外で喫煙されている方を発見された場合は、近くの警備員またはスタッフにお声がけください。指定の喫煙場所で喫煙いただくようご案内いたします。	
1251	7/27	メール	要望	息子が散歩をするたびに地元のマンホールを見て喜んでいる。長島のカラーのマンホールカードを発行して欲しい。	平素は桑名市政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。 また、デザインマンホール蓋を息子さんとお楽しみいただいているとのこと、ありがとうございます。 マンホールカードにつきましては、掲載しているデザインマンホールが設置されている位置を示す座標を記すこととされているため、古いマンホールは交換される可能性があることを鑑み、現在、製造中であるデザインマンホールのみを対象に作成しています。 現状、桑名市では「はまぐり」、「七里の渡」、「連鶴」のデザインマンホールを製造しており、マンホールカードは、「はまぐり」と「七里の渡」の2種類を作成しています。 「はまぐり」は桑名市物産観光案内所、「七里の渡」は 桑名市住吉浦休憩施設にて配付しておりますので、ぜひ、お楽しみいただければと存じます。 お子様にご興味を持たれている中で、大変心苦しく思いますが、なにとぞご理解賜りますようお願いいたします。	企画総務課
1252	7/29	メール	要望	柿安シティホールを〇〇が利用する旨、確認いたしました。	施設使用許可につきましては、憲法の保障する集会の自由を制限することがないよう検討する必要があるとございます。具体的には、憲法、地方自治法及び条例並びに判例の確認を行い、施設使用の許可を行っております。 また、各種条例及びガイドラインにおいて、本件に対する使用制限又は許可取り消しは定められておらず、最高裁判所の判例にて「公の施設の使用の	桑名市民会館

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
					許否を決するに当たり、集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として、使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱うことは許されない」とされております。 以上を踏まえ、本件の施設使用につきましては、許可を行っております。 ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	